



後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 059-221-6883・6884 / 保険年金室 ☎ 63-7105

被保険者証が変わります。ピンク色から若草色へ

7月下旬に新しい保険証(若草色)を三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留郵便で送付します。

現在、ご使用いただいている保険証(ピンク色)は7月31日が有効期限です。8月からは必ず新しい保険証で診療を受けてください。

●世帯全員が住民税非課税の場合、申請すれば、入院した場合などに、病院窓口で自己負担額や食事代が減額されます。該当する人は、市役所1階保険年金室で、

後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付手続きをしてください。すでに交付を受けていて8月以降も入院予定の人は、7月下旬に更新手続きをしてください。

保険料が変わります。均等割額 36,800円、所得割額 6.83%へ

保険料は、2年ごとに見直しています。平成22年度からは、均等割額が、42円増の36,800円、所割額が0.04%増の6.83%となります。被保険者一人ひとりに対して保険料を算定し、賦課を行います。7月中旬に、保険年金室から保険料額と納付方法の通知を送付します。

$$\text{年間保険料額 (限度額 50万円)} = \text{【均等割額】 } 36,800 \text{円} + \text{【所得割額】 } (\text{平成21年中の総所得金額等} - 33 \text{万円}) \times 6.83\%$$

「総所得金額等」とは…▼各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額など)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。▼遺族年金や障害年金は収入に含みません。▼各種所得控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除など)は適用されません。

こんな場合は、保険料が軽減されます。

■ 低所得世帯の人

均等割軽減

判定基準(同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合算額)	軽減後の年額
33万円以下であって、被保険者全員の年金収入が80万円以下	3,680円
33万円以下	5,520円
33万円+世帯主を除く被保険者数×24.5万円 以下	18,400円
33万円+被保険者数×35万円 以下	29,440円

所得割軽減

(平成21年中の総所得金額等-基礎控除33万円)が58万円以下	5割軽減
---------------------------------	------

※年金収入のみの場合、153万円～211万円の人が対象。年金収入が153万円未満の人は所得割は課されません。

■ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(※)の被扶養者であった人

均等割額を9割軽減し、所得割は賦課しません。該当者には、軽減後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった人で、軽減措置が行われていない場合は、市役所1階保険年金室にお申し出ください。

※被用者保険とは、全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

■ 災害に遭われた場合や生活困窮により保険料納付が著しく困難(※)な人

申請により、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。詳しくは、保険年金室にご相談ください。

※納付が著しく困難な人とは、概ね生活保護基準に準じる程度の場合を指します。

納付は原則年金天引きで

保険料の納付方法は、原則として特別徴収(年金からの天引き)となります。

ただし、年金受給額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。

■ 特別徴収となる人は—

保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きする額を通知します。

【徴収月】 4月から平成23年2月までの偶数月(6期)

■ 普通徴収となる人は—

保険料額決定通知書と納付書を送付します。

【徴収月】 7月から平成23年3月までの各月(9期)

◎申請により、年金天引きから口座振替へ変更できます。

生活習慣病早期発見のための

後期高齢者健康診査を実施

受診期間 7月～11月

自己負担額 住民税課税世帯の人 500円 住民税非課税世帯の人 200円 ※詳しくは、6月下旬に送付する受診券などをご覧ください。

出展作品募集

第53回

市展

☎ 生涯学習室 ☎ 63-7892

出品者資格 市内在住または、市内に通勤・通学している15歳以上の人(中学生は除く)

作品搬入 9月25日(土)・26日(日) 午前10時～午後4時に作品を総合福祉センターふれあい(丸之内)へ申込書とともに持参

出品規定 自己の制作した未発表の作品。各部門とも1人1点。額には必ずヒモをつけること

出品手数料 1作品1,000円

公募種別・作品規定

【**絵画**】 日本画(水墨画を含む)、油絵、水彩画、パステル画、アクリル画、版画などで額装(20号以上100号以下)

【**書道**】 漢字、仮名、漢字仮名交じり文、篆刻、少字数、墨象で、条幅表装、枠張、額装、帖巻子とする。屏風も可。軸作品は、縦200cm以内。釈文を添付のこと

【**写真**】 白黒、カラーとも四ツ切以上半切以

下で、額装かパネル張。組写真(一枚張りでも半切以下)。デジタルプリント(四ツ切以上A3ノビまで)も出品可。額サイズは51cm×59cm以内

【**彫塑・工芸**】 特に制限なし

開催期間/場所 9月29日(土)～10月3日(日) 総合福祉センターふれあい(丸之内)

◎申込書・釈文用紙は、各地区公民館・市民センター、名張連絡所、市役所1階案内、3階生涯学習室で配布中